

各 都道府県知事 殿
市区町村長

医政発 0911 第 1 号
社援発 0911 第 25 号
老発 0911 第 1 号
保発 0911 第 5 号
政情発 0911 第 1 号
令和 8 年 9 月 11 日

厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長
厚生労働省保険局長
厚生労働省政策統括官（情報政策担当）
（ 公 印 省 略 ）

「医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」の公布について（通知）

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和 8 年政令第 274 号）について、別添のとおり本日公布し、令和 8 年 10 月 1 日より施行することとしております。

改正の趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、十分御了知いただくとともに、その運用に遺漏なきようお願いします。

記

第 1 改正の趣旨

医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号。以下「改正法」という。）第 29 条の規定により社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）が改正され、支払基金を医療 D X の運営に係る母体として、名称、法人の目的、組織体制等の見直しを行うこととされた。

これに伴い、国家公務員の支払基金への出向に関する取扱いの変更等関係政令について所要の規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を設ける。

第 2 改正の概要

（1）関係政令の整備

① 改正法の施行に伴う規定の整理

改正法第 29 条の規定により、支払基金の法人名称が「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改められることに伴い、支払基金の名称等を引用している各政令について、下記のとおり用語の整理を行う。

改正前	改正後
社会保険診療報酬支払基金	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構
社会保険診療報酬支払基金法 ※法律名	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法
支払基金 ※支払基金に関するものに限る。 ※「支払基金」という用語が含まれている単語も含む。	基盤機構
基金 ※支払基金に関するものに限る。 ※「基金」という用語が含まれている単語も含む。	機構

また、条項の移動に伴う手当を行う。具体的には、改正法第 5 条及び第 29 条の規定により、支払基金の業務規定である地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号。以下「総合確保法」という。）第 5 章が削除され、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和 23 年法律第 129 号。以下「機構法」という。）第 18 条に移管されることに伴い、総合確保法第 5 章の規定を引用している各政令について、機構法を引用することとする改正等を行う。

② 国家公務員の支払基金への出向に関する取扱いの変更

支払基金を医療 D X の運営に係る母体として改組することに伴い、国家公務員が改組後の機構に役員として退職出向する場合が想定される。

そのような場合に、機構に役員として退職出向する職員が、退職手当及び長期給付について不利益な取扱いを受けないよう、国家公務員共済組合法施行令（昭和 33 年政令第 207 号）第 43 条第 2 項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号）第 9 条の 2 第 2 項各号に掲げる法人に、機構を追加する。

③ 規定の適正化

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）について、「支払基金等」の名称を「機構等」に改めるに当たり、「支払基金等」を定義する正しい条項を引用するため、規定の適正化を行う。

（２）経過措置

① 改正法の施行に伴う予算等の認可に関する経過措置（本則第 25 条）

改正法第 5 条及び第 29 条の規定により、総合確保法第 5 章の規定が機構法に移管されることに伴い、改正前の総合確保法第 27 条の規定により認可を受けている予算等について施行日以降に変更が生じた場合の取扱いを明確化するため、同条の規定による認可を、改正後の機構法第 33 条の規定によりされた認可とみなす旨の経過措置を設ける。

② 本政令案の改正に伴う債券の取扱いに関する経過措置（附則第 2 条～第 4 条）

上記（１）①の改正により「基金流行初期医療確保措置債券」等の債券の名称を変更することに伴い、施行日以降のこれらの債券の取扱いを明確化するため、これらの債券を改正後の「基盤機構流行初期医療確保措置債券」等とみなす旨の経過措置を設ける。

第 3 施行期日

改正法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日（令和 8 年 10 月 1 日）

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和八年九月十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第二百七十四号

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令内閣は、医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）の一部の施行に伴い、並びに国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二百二十四条の二第一項、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第八条第一項及び医療法等の一部を改正する法律附則第二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条―第二十四条）

第二章 経過措置（第二十五条）

附則

第一章 関係政令の整備

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部改正）

第一条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令（平成元年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「法第二十五条第一項に規定する支払基金電子処方箋管理業務及び支払基金電子診療録等情報管理業務」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第二百二十九号）第十八条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びに当該業務に附帯する業務」に、「連合会電子処方箋管理業務及び連合会電子診療録等情報管理業務」を「電子処方箋管理業務及び電子診療録等情報管理業務」に改める。

第七条中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

（健康保険法施行令の一部改正）

第二条 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の二第二項ただし書及び第四十四条の三第三項中「基金等」を「基盤機構等」に改める。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第三条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第八項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」）を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「機構」）に改める。

第二十四条第三項及び第二十五条第二項中「支払基金」を「機構」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正）

第四条 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項ただし書及び第一条の二第六項中「支払基金等」を「機構等」に改める。

（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第五条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「機構」に改める。

第四十条第四項、第十一項及び第十二条中「支払基金」を「機構」に改める。

第二十八条の見出しを「機構高齢者医療制度債券の形式」に改め、同条中「支払基金」を「機構」に、「基金高齢者医療制度債券」を「機構高齢者医療制度債券」に改める。

第二十九条（見出しを含む）中「基金高齢者医療制度債券」を「機構高齢者医療制度債券」に改める。

第三十条の見出しを「機構高齢者医療制度債券申込証」に改め、同条第一項中「基金高齢者医療制度債券」を「機構高齢者医療制度債券」に、「基金高齢者医療制度債券申込証」を「機構高齢者医療制度債券申込証」に改め、同条第二項中「基金高齢者医療制度債券（を「機構高齢者医療制度債券（を「振替機構高齢者医療制度債券」に、「当該基金高齢者医療制度債券」を「当該機構高齢者医療制度債券」に、「基金高齢者医療制度債券申込証」を「機構高齢者医療制度債券申込証」に改め、同条第三項中「基金高齢者医療制度債券申込証」を「機構高齢者医療制度債券申込証」に改め、同項第一号及び第二号中「基金高齢者医療制度債券」を「機構高齢者医療制度債券」に改め、同項第三号中「各基金高齢者医療制度債券」を「各機構高齢者医療制度債券」に改め、同項第四号、第五号、第七号及び第十号中「基金高齢者医療制度債券」を「機構高齢者医療制度債券」に改める。

第三十一条の見出し及び同条第一項中「基金高齢者医療制度債券」を「機構高齢者医療制度債券」に改め、同条第二項中「振替基金高齢者医療制度債券」を「振替機構高齢者医療制度債券」に、「支払基金」を「機構」に改める。

第三十二条の見出しを「機構高齢者医療制度債券の成立の特則」に改め、同条中「基金高齢者医療制度債券」を「機構高齢者医療制度債券」に、「基金高齢者医療制度債券」を「機構高齢者医療制度債券」に改め、同条中「基金高齢者医療制度債券」を「機構高齢者医療制度債券」に改める。

第三十三条の見出しを「機構高齢者医療制度債券の払込み」に改め、同条中「基金高齢者医療制度債券」を「機構高齢者医療制度債券」に、「支払基金」を「機構」に、「各基金高齢者医療制度債券」を「各機構高齢者医療制度債券」に改める。

第三十四条第一項中「支払基金」を「機構」に改め、同項ただし書中「基金高齢者医療制度債券」を「機構高齢者医療制度債券」に改め、同条第二項中「支払基金」を「機構」に改める。

第三十五条の見出しを「機構高齢者医療制度債券原簿」に改め、同条第一項中「支払基金」を「機構」に、「基金高齢者医療制度債券原簿」を「機構高齢者医療制度債券原簿」に改め、同条第二項中「基金高齢者医療制度債券原簿」を「機構高齢者医療制度債券原簿」に改め、同項第一号及び第二号中「基金高齢者医療制度債券」を「機構高齢者医療制度債券」に改める。

第三十六条第一項中「基金高齢者医療制度債券」を「機構高齢者医療制度債券」に改め、同条第二項中「支払基金」を「機構」に改める。

第三十七条の見出しを「機構高齢者医療制度債券の発行の認可」に改め、同条第一項中「支払基金」を「機構」に、「基金高齢者医療制度債券」を「機構高齢者医療制度債券」に改め、同条第二項第一号中「基金高齢者医療制度債券申込証」を「機構高齢者医療制度債券申込証」に改め、同項第二号及び第三号中「基金高齢者医療制度債券」を「機構高齢者医療制度債券」に改める。

附則第八条及び第八号の三から第八号の五までの規定中「支払基金」を「機構」に改める。

附則第十二条の見出し中「支払基金」を「機構」に改め、同条の表第五十一項の項中「支払基金」を「機構」に改め、同表第五十三項の項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「第十一項第二項及び第三項」を「第十四条第三項及び第四項」に、「第二十九条」を「第三十九条」に、「第三十二条第二項」を「第四十三条第二項」に改め、同表第六十八条第二項の項中「支払基金」を「機構」に改める。

附則第十三条（見出しを含む）中「支払基金」を「機構」に改め、同条の表を次のように改める。

第二十八条（見出しを含む）及び第二十九条（見出しを含む）	機構高齢者医療制度債券	機構病床転換助成事業債券
第三十条の見出し	機構高齢者医療制度債券申込証	機構病床転換助成事業債券申込証
第三十条第一項	機構高齢者医療制度債券の	機構病床転換助成事業債券の
第三十条第二項	機構高齢者医療制度債券（ 振替機構高齢者医療制度債券 当該機構高齢者医療制度債券 機構高齢者医療制度債券申込証 機構高齢者医療制度債券申込証 機構高齢者医療制度債券	機構病床転換助成事業債券（ 振替機構病床転換助成事業債券 当該機構病床転換助成事業債券 機構病床転換助成事業債券申込証 機構病床転換助成事業債券申込証 機構病床転換助成事業債券
第三十条第三項	機構高齢者医療制度債券	機構病床転換助成事業債券
第三十条第三項第一号から第五号まで、第七号及び第十号、第三十一条の見出し並びに同条第一項	機構高齢者医療制度債券	機構病床転換助成事業債券
第三十一条第二項	振替機構高齢者医療制度債券	振替機構病床転換助成事業債券
第三十二条の見出し	機構高齢者医療制度債券	機構病床転換助成事業債券
第三十二条	機構高齢者医療制度債券の 機構高齢者医療制度債券を 機構高齢者医療制度債券申込証 機構高齢者医療制度債券	機構病床転換助成事業債券の 機構病床転換助成事業債券を 機構病床転換助成事業債券申込証 機構病床転換助成事業債券
第三十三条（見出しを含む）及び第三十四条第一項ただし書	機構高齢者医療制度債券原簿	機構病床転換助成事業債券原簿
第三十五条の見出し並びに同条第一項及び第二項	機構高齢者医療制度債券	機構病床転換助成事業債券
第三十五条第二項第一号及び第二号、第三十六、三十七条の見出し	機構高齢者医療制度債券	機構病床転換助成事業債券
第三十七條第一項	第四百四十七條第一項	附則第十一條第二項において準用する法第四百四十七條第一項
機構高齢者医療制度債券の発行の日	機構病床転換助成事業債券の発行の日	機構病床転換助成事業債券の発行の日
機構高齢者医療制度債券の募集の日	機構病床転換助成事業債券の募集の日	機構病床転換助成事業債券の募集の日

第九条の十四の見出しを「基盤機構流行初期医療確保措置債券申込証」に改め、同条第一項中「基
金流行初期医療確保措置債券の」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券の」に、「基金流行初期医
療確保措置債券申込証」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券申込証」に改め、同条第二項中「基
金流行初期医療確保措置債券」を「振替基盤機構流行初期医療確保措置債券」に、「振替基金流行初
期医療確保措置債券」を「当該基盤機構流行初期医療確保措置債券」に、「基金流行初期医療確保
措置債券」を「当該基盤機構流行初期医療確保措置債券」に、「基金流行初期医療確保措置債券申
込証」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券申込証」に改め、同条第三項中「基金流行初期医療
確保措置債券申込証」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券申込証」に、「支払基金」を「基盤機
構」に改め、同項第一号及び第二号中「基金流行初期医療確保措置債券」を「基盤機構流行初期医
療確保措置債券」に改め、同項第三号中「各基金流行初期医療確保措置債券」を「各基盤機構流行
初期医療確保措置債券」に改め、同項第四号、第五号、第七号及び第十号中「基金流行初期医療確
保措置債券」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券」に改める。

第九条の十五の見出し及び同条第一項中「基金流行初期医療確保措置債券」を「基盤機構流行初
期医療確保措置債券」に改め、同条第二項中「振替基金流行初期医療確保措置債券」を「振替基盤
機構流行初期医療確保措置債券」に、「支払基金」を「基盤機構」に改める。

第九条の十六の見出しを「基盤機構流行初期医療確保措置債券の成立の特則」に改め、同条中「基
金流行初期医療確保措置債券の」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券の」に、「基金流行初期医
療確保措置債券」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券」に、「基金流行初期医療確保措置債
券申込証」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券申込証」に改める。

第九条の十七の見出しを「基盤機構流行初期医療確保措置債券の払込み」に改め、同条中「基金
流行初期医療確保措置債券の」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券の」に、「支払基金」を「基
盤機構」に、「各基金流行初期医療確保措置債券」を「各基盤機構流行初期医療確保措置債券」に改
める。

第九条の十八第一項中「支払基金」を「基盤機構」に改め、同項ただし書中「基金流行初期医療
確保措置債券」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券」に改め、同条第二項中「支払基金」を「基
盤機構」に改める。

第九条の十九の見出しを「基盤機構流行初期医療確保措置債券原簿」に改め、同条第一項中「支
払基金」を「基盤機構」に、「基金流行初期医療確保措置債券原簿」を「基盤機構流行初期医療確保
措置債券原簿」に改め、同条第二項中「基金流行初期医療確保措置債券原簿」を「基盤機構流行初
期医療確保措置債券原簿」に改め、同項第一号及び第二号中「基金流行初期医療確保措置債券」を
「基盤機構流行初期医療確保措置債券」に改める。

第九条の二十第一項中「基金流行初期医療確保措置債券」を「基盤機構流行初期医療確保措置債
券」に改め、同条第二項中「支払基金」を「基盤機構」に改める。

第九条の二十一の見出しを「基盤機構流行初期医療確保措置債券の発行の認可」に改め、同条第
一項中「支払基金」を「基盤機構」に、「基金流行初期医療確保措置債券」を「基盤機構流行初期医
療確保措置債券」に改め、同条第二項第一号中「基金流行初期医療確保措置債券申込証」を「基盤
機構流行初期医療確保措置債券申込証」に改め、同項第二号及び第三号中「基金流行初期医療確保
措置債券」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券」に改める。

第十条中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に改め
る。

第二十四条の二第二項ただし書及び第二十四条の三第三項中「支払基金等」を「基盤機構等」に
改める。

（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行令の一部改正）
第十二条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行令（平成二十三年政
令第三百九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」
に改め、同条第二項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構
法」に、「第二十一条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

第三条の見出し中「支払基金」を「機構」に改め、同条中「社会保険診療報酬支払基金」を「医
療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に、「支払基金」を「機構」に改める。

附則第三条（見出しを含む）中「支払基金」を「機構」に改める。
（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行令
の一部改正）

第十三条 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律
施行令（平成三十年政令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項ただし書中「支払基金等」を「機構等（同条第四項に規定する機構等をいう。）」に
改める。

（社会保険診療報酬支払基金法施行令の一部改正）
第十四条 社会保険診療報酬支払基金法施行令（平成十一年政令第三百九十五号）の一部を次のよう
に改正する。

題名を次のように改める。
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法施行令

本則中「社会保険診療報酬支払基金法第十五条第一項第一号」を「医療情報基盤・診療報酬審査
支払機構法（昭和二十三年法律第二百二十九号）第十八条第一項第八号」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第十五条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。
第六十二条第四号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」
に改める。

第七百七十四条の二十六第二項、第七百七十四条の二十九第三項、第七百七十四条の三十一の三第二項、
第七百七十四条の三十二第二項、第七百七十四条の三十七第二項及び第七百七十四条の三十八第二項中「社
会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「社会保険診療報酬
支払基金と」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構と」に改める。

（特別会計に関する法律施行令等の一部改正）

第十六条 次に掲げる政令の規定中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査
支払機構」に改める。

一 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）附則第十五条第一項及び第六十
七条第一項

二 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）別表第十第三号

三 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二条第三十七号
（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第十七条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正す
る。

第四十三条第一項第七十七号を次のように改める。

七十七 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律
第八十七号）第二十九条の規定による改正前の社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法
律第二百二十九号）第一条の社会保険診療報酬支払基金を含む。）

第四十三条第二項に次の一号を加える。
百二十九 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令の一部改正)

第十八条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令(平成十六年政令第三百十号)の一部を次のように改正する。

第六条中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「第二十一条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

(国家公務員退職手当法施行令の一部改正)

第十九条 国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百十五号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第百六号を次のように改める。

百六 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構(医療法等の一部を改正する法律(令和七年法律第八十七号)第二十九条の規定による改正前の社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第九号)の四に次の一号を加える。

百四十六 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構

(国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令の一部改正)

第二十条 国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令(昭和三十七年政令第三百九十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「公法人は」の下に、「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」を加え、「社会保険診療報酬支払基金」を削る。

(独立行政法人等登記令の一部改正)

第二十一条 独立行政法人等登記令(昭和三十九年政令第二十八号)の一部を次のように改正する。第十六条第一項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

別表冲縄振興開発金融公庫の項の前に次のように加える。

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法(昭和二十三年法律第百二十九号)	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
-------------------	------------------------------------	-----------------------------

別表社会保険診療報酬支払基金の項を削る。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正)

第二十二条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二号第三号中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「第十五条第二項」を「第十八条第二項」に、「第五十三条第三項」を「第八十条の四第一項」に改め、「」においてその例による場合を含む。」と」の下に、「同項第二号中「第五十三条第三項」とあるのは「第五十三条第三項(中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による場合を含む。)」とを加え、同項第二号」を「同項第三号」に改め、「同項第五号中「第八十条の四第一項」とあるのは「第八十条の四第一項(中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による場合を含む。)」と」を削る。

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正)

第二十三条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成十五年政令第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「法人は」の下に、「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」を加え、「社会保険診療報酬支払基金」を削る。

(厚生労働省組織令の一部改正)

第二十四条 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第十六条第十六号中「こと」の下に「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構の行う業務に係る情報化に関することを含む。」を加える。

第三十三号第八号、第四十三号第三号、第百十四号第六号、第百十七号第八号及び第百十九号第三号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第百二十号第五号を次のように改める。

五 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構の行う業務に関すること(流行初期医療確保措置関係業務、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務及び介護保険法第百六十条第三項に規定する介護保険関係業務並びに政策統括官並びに高齢者医療課及び医療課の所掌に属するものを除く。)

第百二十一条第二号中「医療介護総合確保法」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)」に、「連合会連結情報提供業務、連合会電子処方箋管理業務及び連合会電子診療録等情報管理業務」を「連結情報提供業務、電子処方箋管理業務及び電子診療録等情報管理業務」に改める。

第百二十一条の二第七号及び第百二十二条第五号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附則第五条を次のように改める。

第五条 削除

第二章 経過措置

(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 医療法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に改正法第五条の規定による改正前の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二十五条第一項に規定する医療機関等情報補助業務、支払基金連結情報提供業務、支払基金電子処方箋管理業務及び支払基金電子診療録等情報管理業務に関し同法第二十七条の厚生労働大臣の認可を受けている予算及び事業計画は、それぞれ、改正法第二十九条の規定による改正後の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法(昭和二十三年法律第百二十九号第三十三号第一項の厚生労働大臣の認可を受けた収支予算及び事業計画とみなす。

附則
(施行期日)
第一条 この政令は、改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(令和八年十月一日)から施行する。

(前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴う経過措置)
第二条 改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行前に改正法第十一条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。次項において「改正前高確法」という。)第百四十七号第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)が発行した第五条の規定による改正前の前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十八条に規定する基金高齢者医療制度債券は、第五条の規定による改正後の前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第三十五条及び第三十六条の規定の適用については、改正法第十一条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律(次項において「改正後高確法」という。)第百四十七号第一項の規定により医療情報基盤・診療報酬審査支払機構(以下「機構」という。)が発行した同法第二十八条に規定する機構高齢者医療制度債券とみなす。

2

改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行前に改正前高確法附則第十一条第二項において準用する改正前高確法第四百七条第一項の規定により支払基金が発行した第五条の規定による改正前の前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令附則第十三条に規定する債券は、第五条の規定による改正後の前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令附則第十三条において準用する同令第三十五条及び第三十六条の規定の適用については、改正後高確法附則第十一条第二項において準用する改正後高確法第四百七条第一項の規定により機構が発行した同令附則第十三条に規定する債券とみなす。

(介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行前に改正法第十二条の規定による改正前の介護保険法第六十八條第一項の規定により支払基金が発行した第七条の規定による改正前の介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第二十條に規定する支払基金介護保険債券は、第七条の規定による改正後の介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第二十七條及び第二十八條の規定の適用については、改正法第二十條の規定による改正後の介護保険法第六十八條第一項の規定により機構が発行した同令第二十條に規定する機構介護保険債券とみなす。

第四条 改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行前に改正法第十九條の規定による改正前の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六條の三

十二第一項の規定により支払基金が発行した第十一条の規定による改正前の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第九條の十二に規定する基金流行初期医療確保措置債券は、第十一条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第九條の十九及び第九條の二十の規定の適用については、改正法第十九條の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十六條の三十二第一項の規定により機構が発行した同令第九條の十二に規定する基盤機構流行初期医療確保措置債券とみなす。

内閣総理大臣 高市 早苗
総務大臣 林 芳正
法務大臣 平口 洋
財務大臣 片山 さつき
厚生労働大臣臨時代理
国務大臣 鈴木 憲和
防衛大臣 小泉進次郎